

『第二次東大和市特別支援教育推進計画』の概要（骨子）（案）に対するパブリックコメントを実施します。

東大和市では、特別支援教育の取組方針や具体的な施策を体系化した「東大和市特別支援教育推進計画」の改訂作業を進めています。

このたび、「第二次東大和市特別支援教育推進計画」の概要（骨子）（案）をまとめましたので、お知らせするとともに、皆様から広く意見をいただくため、次の方法でパブリックコメントを実施します。

### 1 第二次東大和市特別支援教育推進計画策定の目的

平成26年12月に策定した「東大和市特別支援教育推進計画」の計画期間が平成28年度で終了します。

現行計画の評価・反省を踏まえ、市民（保護者）・学校・関係機関が一緒になって就学や進路について考え、将来に見通しが持てるような相談ができる組織・体制づくりを目指して、第二次東大和市特別支援教育推進計画を策定します。

### 2 第二次計画概要（骨子）（案）について

第二次計画（特別支援教育推進体制）の整備に必要な基本的な柱となるものです。計画策定にあたっては、公募市民をはじめ、学識経験者、学校関係者、教育委員会からなる懇談会組織を立ち上げ検討を行っています。

本計画は第一次計画との比較・検証が行えるように、第一次計画の4つの柱を基本に、骨子（案）として整理しました。

パブリックコメント実施後は、この骨子に沿って、それぞれ具体的な施策、課題と目標を整理しながら、また市内の関係部署・関係機関からも広く意見を聴取しながら策定していきます。

### 3 概要（骨子）（案）

#### （1）学校の指導体制の充実

ア 校長のリーダーシップによる特別支援教育の視点での学校経営

イ 校内委員会の充実

ウ 個別支援カード・個別指導計画の作成と活用

エ 子ども支援員の充実

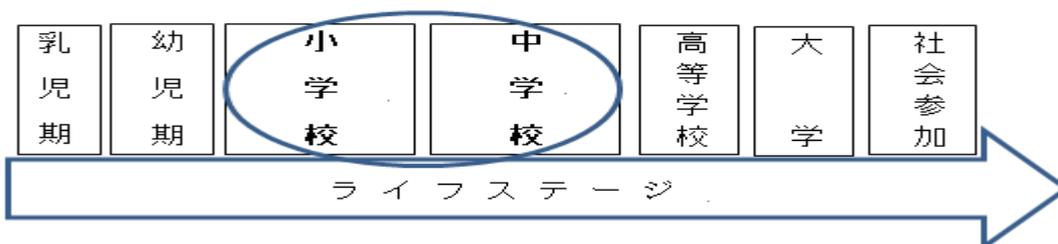
オ 教員・特別支援教育コーディネーターの資質の向上

カ 副籍制度の充実

キ 中学校における特別支援教室の検討

- (2) 特別支援教室・特別支援学級の充実
  - ア 特別支援学級の適正設置
  - イ 特別支援学級の教員の資質向上
  - ウ 小学校における特別支援教室の充実
- (3) 関係機関との連携
  - ア 幼・保・小連携会議の充実
  - イ 就学支援シートの活用
  - ウ 特別支援学校との連携
  - エ 発達障害者支援連絡会の活用
- (4) 保護者支援の充実
  - ア 就学相談システムの充実
  - イ 巡回相談・巡回指導の充実
  - ウ 特別支援教育の啓発

なお、本計画は小学校・中学校の学齢期における特別支援教育の整備に関する計画となります。



#### 4 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 当該施策に利害関係があると認められる個人
- (7) 当該施策に利害関係があると認められる法人等

#### 5 意見の提出期間

平成28年11月1日（火）から平成28年11月30日（水）まで（必着）

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントへの意見としてお受けできませんので予めご了承ください。

## 6 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公市ホームページ
- (2) 文書閲覧 学校教育部学校教育課（東大和市役所5階4番窓口）

## 7 意見の提出先、方法及び提出様式

### (1) 提出先

学校教育部学校教育課（東大和市役所5階4番窓口）

### (2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・ 書面の持参
- ・ 郵送 〒207-8585 東大和市中央3-930 東大和市 学校教育課宛て
- ・ FAX 042-563-5933
- ・ 電子メール [gakyou@city.higashiyamato.lg.jp](mailto:gakyou@city.higashiyamato.lg.jp)

### (3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しております。

なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

- ア 市内在住の個人 住所及び氏名
- イ 市内に事業所等を有する個人 事業所の名称、所在地及び氏名
- ウ 市内に事業所等を有する法人等 事業所等の名称、所在地、団体名、及び代表者氏名
- エ 市内在勤の個人 勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名
- オ 市内在学の個人 在学する学校の名称、所在地及び氏名
- カ 当該施策に利害関係があると認められる個人 利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名
- キ 当該施策に利害関係があると認められる法人等 利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者氏名

## 8 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、平成29年1月末までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

## 9 注意事項

電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。また、意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。